

米 如 生
途 齋

裏面の注意事項に同意の上、上記のとおり臨時運行の許可を申請します。

年 月 日

【職員記入欄】※記入しないでください

番号標番号		宮城 3 5 —		貸与枚数 1 ・ 2	
許可番号					
許可年月日		令和 年 月 日			
運行期間		令和 年 月 日			
		～ 令和 年 月 日			
返納月日		令和 年 月 日			
備考					
課長	課長補	係長	受付		

◎ 注意事項

- 1 不正に許可を受けた場合は、１年以下の拘禁刑若しくは５０万円以下の罰金、又はこれが併科されます。（道路運送車両法第１０７条）
- 2 許可証、番号標の有効期限が満了したときは、その日から５日以内に返納してください。この返納期限内に許可証、番号標を返納しないときは、６か月以下の拘禁刑又は３０万円以下の罰金が科せられます。（道路運送車両法第１０８条）
- 3 許可を受けた自動車であっても保安基準に適合しなければ、運行してはなりません。
- 4 上記１～３に該当すると思われる場合は、本申請に関する情報を管轄する警察署に提供します。

◎ 臨時運行許可を申請する方は、下記の書類を必ず提示してください。

- 1 自動車検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書、登録事項等証明書など
- 2 自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書を含む。）
- 3 申請人又は来庁者の住所が確認できるもの
自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなど

◎ 申請書記載方法

- 1 車名は、トヨタ、ニッサン、ホンダ、マツダ 等と記入してください。
- 2 形状は、該当番号に○印をつけてください。
「７その他」の場合は、（ ）内に自動車検査証上の車体の形状を記入してください。
- 3 車台番号は、車台に打刻されている記号番号を記入してください。
- 4 運行の目的は、該当番号に一つだけ○印をつけてください。
「４その他」の場合は、（ ）内に具体的に記入してください。
- 5 運行の経路は、運行目的達成のための発着主要経路の地点名を記入してください。（例：白石市～大河原町～仙台市宮城野区）
したがって、「県内一円、〇〇市内」等漠然とした地域を記入したもの、車検切れの車を販売する等の目的で各地を巡回する場合等は、許可できません。
- 6 許可を受ける方は、申請人欄に必ず記入（申請人と来庁者が異なる場合は、番号標受領者欄も記入）してください。